

令和 8 年 3 月 17 日開催

令和 7 年度

第 4 回いわき市情報公開・個人情報保護審議会会議録

いわき市情報公開・個人情報保護審議会

- 1 開催日時 令和8年3月17日(火)
午後1時25分から午後2時40分まで
- 2 開催場所 議会棟1階 第3委員会室
- 3 出席者 いわき市情報公開・個人情報保護審議会委員 8名出席
 - (1) 審議会委員
飯塚 修一
鵜沼 理人
大和田 洋
金田 晴美
黒田 涼子
佐藤 信一
田中 みわ子
中尾 剛
(※欠席委員：宮下 朋子、服部 裕)
 - (2) 事務局職員
草野 秀智 (参事兼総務課長)
鈴木 伸政 (総務課主幹兼課長補佐)
小林 佳代子 (総務課主任主査兼文書係長)
吉田 裕史 (総務課文書係主査)
 - (3) 説明課
情報公開制度の見直しについて(総務課)

4 議事の概要

- (1) 会議の開催形式及び会議録の作成方式について

会 長：初めに、本日の会議の開催形式と議事録の作成形式について委員の皆様にお諮りします。会議の公開・非公開については、いわき市情報公開・個人情報保護審議会条例第7条第4項の規定により、「会議は、公開する。ただし、会長が特に必要と認めるときは審議会に諮って公開しないことができる。」とされておりますが、事務局に確認します。

今回の審議に、個別具体のプライバシーに関する事例はありますか。

事務局：本日、御審議いただきます案件には、個別具体のプライバシーに関する内容はございません。

会 長：本日審議する案件は、個別具体のプライバシーに関する事例に触れるお

それがないことから、公開とし、また、議事録の作成については、議事に直接関係する発言又は説明内容のみを記録し、委員名を記録しない要点筆記方式で作成することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：異議なし。

(2) 前回会議録（案）の確認について

令和7年度第3回いわき市情報公開・個人情報保護審議会会議録について、特に訂正等の意見もなく、事務局（案）のとおり承認された。

(3) 意見聴取事項の審議について

『行政情報開示請求における「適正な請求」に関するガイドライン（案）』について（説明課：総務課）

【主な意見等】

委員：条例改正後の表で、実施機関という言葉が出てきますが、この実施機関は、どういう機関かというのははっきりしているんですか。

説明課：これは、情報公開条例第2条に定義という項目で、実施機関が定義されておりまして、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価委員会、消防長、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいうことになっております。

また、市ホームページ本文中にも掲載し、実施機関を明記しておりますし、開示請求を受け付ける情報公開センターの受付テーブルにも実施機関の一覧表を置いてあり、わかるようにしているところです。

委員：資料1ページの部分は、ガイドラインの案の中に入ってくるんですか。なかなかわかりやすいと思ひまして。一般市民の方は入っていきやすいかな、と思ひまして。

説明課：一般の市民の方が見て、このガイドラインとは何なのかの、説明としてはこの2ページ目の一番、ガイドライン策定の趣旨というところです。これを市民の方々が、ホームページなどで見たときにこういう目的でガイドラインを作ったんだなっていうのをご理解いただくために記載したものです。

委員：このガイドライン案の運用の予定のところに、全職員の周知と職員の研修での活用って、これ非常に重要な話だと思いますので、その他の5番あたりでちょっと触れてもらえたら大変いいかなと思います。もう一つは市ホームページへの公表ですが、この条例の第1条に、市民の的確な理解っていうところあります。だから、そういう目的もあって公表しますということ、一言を入れていただけると、よりいいかと思ひます。

事務局：ご意見を踏まえまして、その趣旨を組み込めるよう検討いたします。

委員：ガイドライン案本文ですが、一文が長く一般市民の方にとって読むのが大変で、趣旨がぼやけてしまうように感じます。

それと、4番の項目で、主語がわからない記載になっているのは、一般市民の方が見たときに不安になるように思います。例えば、担当職員の判断なのか、担当部署で検討したうえで、却下されるのか、などもこの内容ではわからない。

委員：4番の部分ですが、法の一般原則という言葉はよくわからない。むしろ、参考資料（東京都）の中にある「一般法理により対処する」の方が入りやすく感じます。

事務局：この部分につきましては、複数の自治体の事例を参照しましたが、本日の資料のガイドライン案と、参考資料（東京都）のような記載の、両方の例がありました。ここは委員の皆様の意見を踏まえて改めて検討させていただきます。

委員：6ページの判例で真ん中のところですが、「一般法理が適用される」というのは、裁判所が判決で用いている言葉です。もう一つ言うところ「却下することができることとします」というと、却下するかしないかはまたもう1回判断することになるわけですね。

事務局：権利濫用に当たるかどうか、不適正な請求に当たるかどうかの判断は、ケースバイケースであって、ガイドラインの考え方を基にしつつ、却下するかどうかはその事案毎に判断するもの、という意味であります。

委員：今までですとこの手の物ってマニュアルとかガイドラインということで、職員向けに作成されるもので、情報公開制度の運用が始まって以降、職員がそれを見ながら運用してきたと思うんですが、今回はもっと開かれた情報公開制度にしていくということで、このガイドラインも一般の方々に公表しながら、情報を共有し、運用してみましょってふうに考え方を変えたってことですね。

ですから、他の委員の方々にご指摘いただいた点は、やっぱりわかりやすさってことも大事にしつつ、場合によっては、今おっしゃったように、判例のある部分を引用したところや、そうでないところは逆に、もう少しわかりやすく噛み砕いて、職員もわかりやすく、市民にもわかりやすくし、ガイドラインとして活用できるように、していくってような形で考え方を整理しながら、やっていくのがいいのかなと思います。

委員：請求があれば、本庁でもそうですし各所属の窓口でしっかりそこで説明してくれると思うんです。窓口に行った時に、市民の方にはしっかりそういった説明もできるようにすることが重要だと思います。この文章、わかりやすく書くのは、いいとして、ただ、どこまで書けば

いいかっていうのは難しい。難しいですがそういう窓口でしっかり、これまでと同じように対応していただければよろしいんじゃないかと思います。

委員：ガイドライン自体は公表するものですから、判例の文言を用いて一般法理に対処するとし、ただしそれを口頭で説明するときはなるべくわかりやすい言葉でというような運用の仕方をしてもいいのかなというふうに思います。どちらがよろしいか皆さんの中でもまとまっていな

いかと。現場が混乱しないようにっていうのが一番大事かなというふうに私は思います。
その上で先ほど事務局から説明があったように資料 5 ページの例などを参考に、個別事案ごとに判断するっていうことになってくると思うんですけど、詳細にやっぱり全職員がこういった開示請求に至る可能性は当然あるわけで、よく理解して検討する必要がありますから、その職員研修というのはやっぱり重要になってくると思うんです。

委員：職員研修の進め方ですが、今の時点ではどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

事務局：これまでは、課長補佐研修など一部の研修の中で行ってきましたが、今後は、全職員が受講できるような動画形式での研修資料を作成し、各職員が業務の時間の都合を調整しながら受講できるような形にしていければ、と考えております。

委員：このガイドラインの案については、全般的にはですね、いいんじゃないかと思います。その上でちょっと細かいところですけど、5 ページ参考③で、総務省の資料の抜粋だということだったので、これについてちょっと質問です。

例えばこの(1)の、「行政の停滞を目的とした請求と認められる場合」という項目で、「開示請求するだけで閲覧しないなどの行為が繰り返される場合」とありますが、請求するだけ閲覧しない行為っていうのは、これ一発でアウトなんじゃないかと思います。要は請求したけども、見ないよっていう。それが別に繰り返される必要はないんじゃないかっていうふうに。繰り返されるまで待ってるのかと。

あるいは次の例で「写しを交付請求するだけで、交付を受けない」ようは受け取らないっていうことですよ。それが繰り返されるまで待てるのかと。私の一般常識の感覚では、“繰り返される”までもないという気がします。こうしたことは、普通に考えて、余分な仕事だけをさせた形になっていますので、明らかに変だよっていうのが私の意見です。

事務局：ただ今のご意見の方で、参考③の資料は総務省の資料を抜粋していますので、こちらで文言を変更するのはちょっと難しいかと思います。
なお、補足としまして、以前、本市から各中核市へ照会を行った結果、

似たような事例があり、その自治体の事例では、多数の開示請求を受け、それに対する閲覧や費用が支払われない事例があり、これに対して、次の開示請求の受付を保留する対応をとった、という例もあったようです。そのような例もあったようなので、今後、それぞれの請求に応じて、請求者の方とやりとりしていくしかないのかなと考えております。

委員：請求して交付を受ける際、例えば入院してしまったとか、物理的に受け取ることができないことを想定しているわけではないですね。

事務局：例えば災害や病気、事故など、やむを得ない事情があるものに関しては、事情に応じて待ちますので、ここにある例はそういう場合ではありません。

委員：今回「何人も」という改正になりますが、ここに外国人など国籍ってのは、どのような扱いになるのでしょうか。

事務局：特に国籍とか、日本人・外国人っていうのは問わずということになります。例えば個人情報の開示請求などですと、市内で働いてる外国人の方が、個人情報の開示請求をされたりもしますし、行政情報の方についてはめったにありませんが、定義上はどちらでも可ということになります。

委員：ガイドラインを見直すときには、審議会で改めて審議することになるのでしょうか。

事務局：今後、運用していく中で、改定する必要がなければそのまま同じものをずっと使っていく可能性もありますし、環境が変わってガイドラインを見直す必要性が出たときには、また審議会の方々に改めて、意見をお聴きして進めるような形を想定しています。

会長：本日、いろいろな指摘が出たと思いますが、いかがいたしましょう。

事務局：いろいろなご意見がありましたので、内容を整理して、改めて皆さんに見てもらい、ご意見をお聴きしたうえで、進めていきたいと思えます。

会長：ガイドライン案については、次回審議会でも改めて確認することにしたと思います。

(審議「意見聴取事項」以上。)

5 その他

委員：毎回、会議冒頭で会議の公開・非公開を決めて、本日は公開となり、傍聴者の方がいらっしゃいましたが、一般の方には開催日程等につい

て周知されているのでしょうか。本日のように、大切な内容の審議をするのですから、傍聴希望者がいらっしゃるなら私は大歓迎ですので、よろしくお願いします。

会 長：その他、ご意見ご質問ありますでしょうか。それでは、他にご質問等がないようですので、本日の議事を終了といたします

以上閉会